

# 平成29年度 浄化槽設置希望者を募集します

申し込み・問い合わせ  
下水道グループ  
(☎09052)

公共下水道区域外の地域を対象に浄化槽整備事業（個別排水処理施設事業）を行っています

## 浄化槽とは

浄化槽は、個人向けの下水道です。槽内では、微生物が有機物（汚物）を食べて分解してくれます。家庭の生活排水を適切に処理してくれるほか、衛生的な水洗トイレにすることができ、身近な生活環境の改善や保全に役立ちます。

市の浄化槽整備事業では、宅地内の乗用車1台分のスペースに、10日程度の工事で浄化槽を設置することができます。

## 事業の内容

希望者の申請により、市が浄化槽を設置し、保守点検や清掃など維持管理を行います。

## 対象となる建物

一般住宅、店舗併用住宅、共同住宅、事務所

※別荘は、市の浄化槽整備事業の対象外ですので、個人の負担で設置してください。

## 対象となる区域

▼全地域 カルルス町、上登別町、

登別温泉町、中登別町、札内町、富浦町、来馬町、鉾山町、川上町

▼一部の地域 登別東町、登別本町、登別港町、新栄町、幸町、千歳町、

常盤町、柏木町、富士町、片倉町、桜木町、青葉町、緑町、若山町、富岸町、新生町、若草町、鷺別町、美園町、上鷺別町

## 設置した方の負担

市が施工した浄化槽の設置工事費の1割が、設置した方の負担金です。負担金は5年に分割し、年4回に分けて納めていただきます。

また、使った水の量に応じた下水道料金相当額を使用料として、2カ月に1度納めてください。浄化槽に空気を送るプロワなどの電気代は使用者の負担となります。

なお、市が行う工事は、浄化槽の設置工事です。①水洗トイレへの改造工事、②生活排水を浄化槽まで流すための工事は、個人の負担で行ってください。

※①・②の工事は融資あっせん制度の対象となり、市の浄化槽整備事業の対象となる区域では、無利子で融資を受けられますので、詳しくは下水道グループまでお問い合わせください。

## 申し込み

募集は通年行っていますが、年度ごとの設置基数に限りがあります。申し込みや相談は早めにお申し込みください。



## 個別排水処理区域

色の付いている部分が公共下水道で処理する集合処理区域、それ以外の白色の部分が浄化槽で処理する個別排水処理区域です。